第　６９　号

熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和４年２月１８日提出

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例

熊本県少年保護育成条例（昭和４６年熊本県条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第４条第１号中「（婚姻した女性を除く。）」を削る。

第１８条第２項中「を受け、又はその承諾を得ないで」を「又は承諾を受けないで」に改める。

第１８条の３第７項中「前項」を「第５項」に改める。

附　則

１　この条例は、令和４年４月１日から施行する。ただし、第１８条第２項及び第１８条の３第７項の改正規定は、公布の日から施行する。

２　民法の一部を改正する法律（平成３０年法律第５９号）附則第２条第３項の規定又は同法附則第３条第３項の規定によりなおその効力を有することとされた同法による改正前の民法（明治２９年法律第８９号）第７５３条の規定により成年に達したものとみなされた１８歳未満の者については、改正後の第４条第１号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（提案理由）

民法（明治２９年法律第８９号）の一部改正等に伴い、関係規定を整理する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。